



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

北米

2017年3月1日

議会演説を無難に通過したトランプ大統領の課題

トランプ大統領初の施政方針演説は、落ち着きが見られたと言える一方、新鮮味にやや欠けた印象です。演説の前後、円やトランプ政権の政策の影響を受けやすいメキシコペソの動きも小幅にとどまりました。

米国大統領施政方針演説：米国再生へ国民の結束訴え、経済政策の細部示さず

米トランプ大統領は2017年2月28日(日本時間3月1日)、上下両院合同会議で演説し、幅広い移民制度改革に言及したほか、中間層向けの大幅な税負担軽減や法人税減税を実施すると表明しました。演説では、1兆ドル(約113兆円)規模のインフラ投資法案への協力を議会におおぐ一方、医療保険改革法(オバマケア)の見直しに取り組むことを表明しました。演説内容から、国内の課題に取り組む姿勢が印象付けられました。

どこに注目すべきか：

施政方針演説、インフラ投資、減税措置

トランプ大統領初の議会演説となる施政方針演説は、落ち着きが見られたと言える一方、新鮮味にやや欠けた印象です。演説の前後、円やトランプ政権の政策の影響を受けやすいメキシコペソの動きを為替市場で見ても、主に次の理由により、小幅にとどまりました(図表1参照)。

まず、1点目として、全体に無難な演説であったことです。トランプ大統領は落ち着いたスタイルで演説を終了しています。市場が好感した大統領当選直後のスピーチを思い起こさせる話しぶりでした。しかし、その分内容のほうも新鮮味に欠け、従来の政策メニューを繰り返しただけの印象で、市場の変動要因になりにくかったと思われる。

次に演説の中身を振り返ると、具体性に欠けた印象です。数字が示されたのはインフラ投資の1兆ドル程度です。ただ、数字自体は既に報道などで示唆されたものが繰り返されたという印象です。減税については、トランプ大統領が数週間以内に「驚くべき」税負担軽減措置について検討していると述べた後だけに期待はずれの面は見られます。

もっとも、トランプ大統領は米企業との会話を例え話に減税の必要性を強調したこと、施政方針演説で具体的な数字が述べられることに対しては事前に期待が低下していたと見られたことも変動を抑えた要因と見られます。

したがって、インフラ投資や減税など財政政策については今

月にも予定されている2018年度の予算教書(図表2参照)に、何とか期待をつなぎとめた格好です。最後に、トランプ政権が法人向け減税や、中間層に向けた大幅な税負担の軽減を検討している一方で、輸出で得た収益は課税を免除する一方、輸入には課税するという内容で評判がよくない「国境調整税」には言及が見られなかった点も変動回避の理由となった可能性があります。財政政策への期待をつなぎとめたようにも見られますが、気になるのは2018年度予算までのスケジュールがタイトなことで、今後の財政政策の議論の展開に注意が必要です。

図表1: 円とペソ(対ドル)の過去1年間の推移



図表2: 2017年米国の主な予算関連の政治日程

実施/予定	イベント	注目点
2017年 2月28日	施政方針演説	防衛、税制、雇用が焦点。法人税、所得税の具体化が注目された
3月上旬	2018年度予算教書	財政拡大路線を盛り込めるか？
3月15日	連邦債務法定上限引き上げ期限	他の法案(オバマケア廃止等)の政治的交渉に利用される可能性
4月15日	半期為替報告書	6月の米中戦略経済対話を前に、公約通り中国を為替操作国とするか
9月30日	2018年度予算成立期限	2017年度会計期間は9月30日まで。予算の成立、内容に注目
10月1日	2018年度会計期間開始	減税等が期限内に成立していれば当期からの経済効果も期待される

※日程は予定であり、変更の可能性もある
出所：各種報道を参考にピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。